

ID: 70

担当部署: 教育委員会 児童センター

処分の概要	利用許可の取消し		
例規名 根拠条項	名寄市児童クラブ条例 第9条		
例規番号	平成22年条例第31号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し) 第9条 管理者は、利用児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童クラブの利用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第6条に規定する要件に該当しなくなったとき。 (2) 偽りその他不正な行為により利用していることが明らかになったとき。 (3) 感染症又は重大な疾患にかかり、児童クラブの運営に支障をきたすおそれがあると認めるとき。 (4) その他管理者が適当でないと認めるとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日